

令和 7 年度第 1 回 近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会 会議録

開催日時 令和 8 年 2 月 9 日（月） 1 0 時 0 0 分～ 1 1 時 4 5 分

開催場所 近江八幡市立資料館 2 階会議室

出席者 委 員：高田会長、丸山副会長、増井委員、石川委員、地区代表 3 名、
坪田委員、小林委員

事務局：辻総合政策部長、浅田文化振興課長、森山同副主幹、永福同技師

事務局	開会	皆様、お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。定刻となりましたので只今より令和 7 年度第一回近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会を開会いたします。 それでは開会に当たりまして、総合政策部長から皆様方にご挨拶を申し上げます。 （あいさつ）
部長	開会挨拶	暦の上では春になりましたが、まだまだ寒い日が続いております。皆様におかれましては健やかに過ごされていることとお喜び申し上げます。 本日は近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会を開催させていただきましたところ、各委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、心より御礼申し上げます。 さて、昭和 50 年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が始まって昨年節目の 50 年、今年度は 51 年目に入っており、全国の伝統的建造物群保存地区も 106 市町村、129 地区まで増えてきております。この長い年月の中で、課題点も明

		らかになってきており、高齢化による問題、空き家の問題、観光客増加による問題、また、伝統的建造物群保存地区の多くは道が細いため交通の問題が課題となってきております。また災害への対策は重要課題で、近江八幡市でも本年度から伝統的建造物群保存地区防災計画の策定を進めております。全国の課題は近江八幡市でも共通の課題でもあります、次の時代へつないでいくためにも考えていかないとはいけません。 今回の審議会では来年度の修理事業の内容の他に、2件の現状変更への対応について審議を行いたいと思います。また、令和6年度の事業、令和7年度の進捗についても報告を考えております。審議にあたりましては皆様の忌憚ないご意見をお聞かせいただきますようお願い申し上げます。 簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。
事務局	審議会の成立	次に審議会の成立についてですが、本審議会は近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第8条第2項の規定により20名以内の12名で構成しています。 本日は全委員数に対し、8名の出席をいただいております。よって、近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第11条第3項の規定に基づきまして、本審議会は成立していることをご報告いたします。
事務局		ありがとうございました。以後の議事進行については近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第11条第2項の規定により会長にお願いします。

会長	会議の公開	改めましておはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。 まず初めに本日の審議会は、会議の公開に関する取扱要綱第3条に基づき公開としております。 議案のうち非公開事項に該当するものがあるかどうか事務局にお伺いします。
事務局		本日の会議では一部非公開事項に該当する議案があります。一部非公開事項は報告事項1、2、4です。
会長		ただいま事務局から本日の議案は一部非公開事項に該当すると説明がありました。今回、傍聴される方がいらっしゃるかもしれませんが、次第とは順序が入れ替わりますが、先に議案事項、報告事項3を行い、傍聴される方にご退出いただいた後に非公開事項に該当する報告事項1、2、4について実施したいと思います。委員の皆様にお伺いします。よろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、そのように進めたいと思います。事務局は傍聴者の方がいらっしゃいましたら入室させてください。
事務局		傍聴希望者は見られません。
会長	審議事項	それでは、今回の審議の流れについて、事務局より説明をお願いします。

事務局		本日の審議の流れについて、ご説明いたします。 お手元の資料の表紙をご覧ください。審議事項は議第 1・2 号で、事務局で説明させていただき、採決をお願いします。以上でございます。
会長		それでは議案第 1 号令和 8 年度修理・修景事業の内容について審議を始めたいと思います。では事務局の説明を求めます。
事務局		(資料の説明・報告) それでは令和 8 年度修理修景事業について説明いたします。資料については 3 ページからになります。県のヒアリング時と当初予算時に 4 件の修理・修景事業が上がっていましたが、都合により 3 件がキャンセルとなり、1 件のみが来年度の修理事業として予定しています。 4 ページに修理事業位置図をつけています。新町 2 丁目で、〇〇場所〇〇になります。昨年度、BIWAKO ビエンナーレ会場として使用され、建物は公開施設となっていました。展示会場として内装などの修理がありましたが、その時に屋根の破損が判明しました。〇〇所有者名〇〇は来年度修理を考えておられます。3 ページには事業費と補助額を記載しています。主屋修理費が 5,762,000 円の補助率 72%で 4,148,000 円の補助、設計監理費は 492,000 円で補助率 45%ということで 221,000 円の補助となっております。6 ページから〇〇建物名称〇〇(No.〇〇)の資料です。 8 ページに 1 階と 2 階の平面図があります。今回は建物の中の柱

		など構造については変更ありません。9 ページ屋根伏せ図が左側、右側に南立面図と西側の立面図を掲載しております。図のように今回は建物屋根の葺き替え工事のみになっております。屋根瓦については修理業者と瓦業者が相談して 53A の瓦で見積もりされていますが、文化庁からは建物に合わせる七二版のサイズを検討するようにも言われていますので、現在瓦の在庫を含めて準備できるかということを検討しておられます。メインの瓦は 53A で 1836 枚、中に天窓がありますのでガラス瓦も計上されています。修理場所と仕上がりについては立面図と屋根伏せ図のとおりとなります。10 ページに現在の写真と範囲を記しています。以上です。
会長		(ご意見・ご質問) ただいまご説明いただきました議案事項について、質問や意見がありましたらお願いいたします。
委員		ガラスとは？
事務局		天井にあるもので、いわゆる天窓です。それが瓦と一緒に破損している状況です。
委員		今までよく…大丈夫だったのでしょうか。
事務局		しばらく使用されておらず、気が付かなかったのだと思われます。ビエンナーレでの利用の際に雨漏りが分かり、そこで破損状

		況を確認したという経緯です。
委員		ガラス窓というものは特殊なのでしょうか。
委員		構造の強度を心配されていると思いますが、問題ないかと思 います。
事務局		瓦屋さんや業者の方々と相談をしながら計画をしているので、 問題ないと思います。
委員		近代の建物なので、天窓はそれほど珍しいものではないかと思 います。文化庁の現地指導のとおりで良いと思いますが、もし計 画変更が必要になる場合は、資料をそろえてご相談いただければ と思います。
委員		現状は土葺きの棧瓦ですか？
事務局		そのとおりです。
会長		他、ご意見等ありますでしょうか。
会長		それではご意見もいただきましたが、議第1号についてお諮り します。
会長		ありがとうございました。

会長 事務局		ここで〇〇委員が到着されました。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは次に議案第2号新町、宮内町地先の現状変更への対応について審議を始めたいと思います。では事務局の説明を求めます。 (資料の説明・報告) それでは2号議案の新町、宮内町地先の現状変更建物への対応について説明いたします。資料は11ページから。めくって12ページ。令和6年度第1回近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会で、〇〇建物名称〇〇の現状変更について報告しましたが、そこで現地確認を行った際に保存計画番号〇の〇〇建物名称〇〇が古い時期に滅失していることが判明しました。文化庁はこの問題を全国的な問題と考え、全国の伝統的建造物群保存地区に保存計画の建物確認を指示しました。近江八幡でも保存計画建物の確認を行ったところ、近江八幡で2件が滅失していることが判明しました。 1件目は最初に話しました〇〇建物名称〇〇です。〇〇建物名称〇〇の現状変更申請が出された時に発覚。この場所に保存計画番号〇の〇〇建物名称〇〇がありましたが、関係者への聞き取り調査をしたところ27年前に前の〇〇所有代表者〇〇が、建物に保存計画番号が入っているのを知らず、建物が老朽化をしていたために除却したということでした。〇〇建物名称〇〇があった場所は周りが高い塀で囲まれていて、中の様子が分からなかったこと
--	--	---

		も発見が遅れた要因でした。その後、その場所に設置型のプレハブと車庫をリメイクした倉庫が置かれました。除去された建物「〇〇建物名称〇〇」は伝統的建造物群保存地区の台帳に写真と図がなく、所有者に写真と図についての調査を依頼していましたが、まだ見つかっておりません。13 ページからが資料となりますが、14 ページが位置、15 ページの赤い部分は新しく現状変更で〇〇建物名称〇〇の増築部分ですが、この場所が、〇〇建物名称〇〇があった場所になります。16 ページは令和 6 年に現地を確認した時の写真。文化庁からは審議会を経て現在の日で良いので、建物が滅失したことの現状変更を提出するようにという話がありました。 続いて、保存計画番号〇に入っている〇〇建物名称〇〇の塀ですが、これは市内の保存計画の建物確認の際に発覚しました。所有者に確認したところ、平成 4 年 3 月 1 日に奥の自宅建設と同時にクレーン車が入るように解体が行われたということです。ただ、この塀は今から 60 年前にこの場所にあった建物を解体した際に、空き地になったため、所有者が最初建物のラインを面一にそろえるためにトタンで塀を作り、それが 20 年ぐらいで破損したため、周囲の景観に合うように所有者が木製の塀に作り替えたものであることがわかりました。保存計画番号をつける際に、誤って新しく作られた塀に番号が付けられたものであるため、文化庁からはこの保存計画番号は錯誤で考えたらよいと言われました。資料は 17 からで、18 の上に伝統的建造物群保存地区の台帳に載っている写真で、平成 3 年、1991 年 2 月 6 日の日付があります。下のものが確認を行った時の写真で、現在塀はなく、駐車ス
--	--	---

		ペースとなっています。この 2 件の保存計画番号の建物について、保存計画番号からの削除を含めて皆さんの意見をお聞きしたいと考えております。 また、この 2 件の滅失案件を受け、防止策を講じていく必要がありますが、それについてアドバイザーの先生と話をし、保存計画番号に入っていることがわかるシールのようなものを作成し、所有者に渡して建物に貼ってもらうことで、保存計画に入っている建物であることを自覚してもらうという案を頂いております。これについては来年度予算で確保しているため、来年度の実施に向けて現在計画中です。 説明は以上になります。
会長		(ご意見・ご質問) ただいまご説明いただきました議案事項について、質問や意見がありましたらお願いいたします。
委員		1 2 ページについて、令和 6 年度の審議会でもという「経過」の記述について、1 件目に記載されている内容が正しいと思われるので、資料を修正していただきたいです。
事務局		失礼しました。ご指摘ありがとうございます。判明したのは 1 件目のみで、その後の調査で 2 件目も判明しました。おっしゃれるとおりですので、訂正いたします。
委員		保存番号建物であることを示すシールはどこに貼っても良いの

		でしょうか。
事務局		このあたりはまだ具体的に決まっていません。NHK 受信シールをイメージしています。見える場所に貼っていただこうとは思っていますが、何か良い案などがあればいただきたいです。
委員		今のままではどこでも良いように思うため決めた方が良くと思います。今回の保存計画番号〇のように、外から見えない場所もあるため、通り沿いにするなど、決める方が良くと思います。
委員		1 件目はもうどうしようもない。 2 件目は〇〇のところであるが、生活のことを考えて、改めて塀を作ることもないと思う。文化庁のおっしゃられているとおり、誤りという理由で、削除で良い、というのが〇〇としての意見です。
委員		番号〇は欠番となるのですか？
事務局		基本として、保存計画番号の削除は認められていません。将来的に復元する可能性を考慮して一時解体はありますが、完全削除はないです。ですが 1 件目に関しては復活できる要素がなく、といたしますのも、建物がどういうものであったかも全く分からずで…。
委員		もし過去の資料が見つかる等、復元できる可能性がみえた場合

		はどのようなのでしょうか。
事務局		現在、別のものが建っているため、その今ある建物がなくなるタイミングで復元をすることになるのか、それはかなり将来のことになるので諦めるのか、その時の判断になると思います。復元は難しいかと思う。やむを得ない状況かと思います。
委員		扱いとして〇番は「何もない」と登録されるということですね。
事務局		今「〇〇建物名称〇〇」でついている保存計画番号は削除するか、今でも数件は何らかの要因で無くなっている削除したものもあります。もしくは番号は残しておいて、ある将来的なタイミングで復元するために残しておくこともあります。
委員		その取扱いについて、今決めるということですか。
事務局		その取扱いについて、何とか。２件目については誤りであって削除で良いと思います。１件目について、どうしたらよいかこの場で皆さんの意見をお伺いしたいです。
委員		市の方針としてはどうなのでしょう。
事務局		何もせずに現状解体された、いわゆる一時解体としてしまうといつ復元するのかという話になってしまいます。その状態にすることが一番基本ではありますが、必ず復元時期について議論する

会長		ことになります。元の形も復元見本が不明であるにも関わらず、復元が求められる状況になります。 戻せるのかと聞かれると、正直難しいと感じます。 先生方、このようなケースはご存じでしょうか。
委員		誤って無くなってしまったという事例はありますが、この場合のように元の形が分からないという状況は経験したことがないので何とも言えませんが。基本的には復旧するという可能性から番号は残すべきというのが原則だと思います。例えば仮設の物が建っていたとしても、伝統的建造物群の特性とか価値とかというものがその建物の大事な構成要素として考えられていたものなので、そこに本来あるものがなくなると、地区の価値が損なわれると、というのが理屈だと思います。そう考えるしかないかと。 ただ、今回のように当初の形が全く分からないというのは異例ですし、普通はまず記録をとって調査をしたうえで、地区認定と番号付与がされているはずなので、当時の調査報告書にも載っていないのは経緯が不明ですね。県にも残ってないですよ。
委員		ないですね。その当時の調査記録はあるのですが、詳細はないので。
委員		まず1つ、手続き的にシンプルにするのか、理屈としてとおるように、絶対これは復旧できないものとしてしまうのか。そう考えるとどちらかかだと思います。

事務局		手順としてシンプルな一時解体にしておくほかないのではと思います。 実は他にも一時解体中の建物がありました、現状そこに他の建物が建っていたりする状況があります。ですがそれは文化庁から、いつ復旧するのか明らかにするようにだったり、所有者に働きかけるようにだったりと指導を受けています。そのため一時解体にすると、これから先ずっと、復旧についての指導や働きかけをし続けられないといけなくなる。本来の姿も分からないのに。復旧できる可能性について考えるとこれで良いのかとは思いますが。
委員		市の方針としてどうしたいのか次第でもありますね。
事務局		文化庁の調査官と相談している中で感じている反応として、削除はかなり厳しいと思いますので、どこかで建物を直せたらという意思を残しておくべきかと。所有者にはまた図面や写真などの資料探しをお願いし続けることにはなりますが、その方針が良いのかなと思います。
委員		他の保存建物と合わせて価値が認められているため、今は一部パーツがなくなっているけれど将来は復旧するというのが原則ですかね。
委員		実質滅失しているが、将来的には復元するということで番号を残しているものもありましたよね。2件目の保存計画番号〇のよ

会長		うにそもそも番号付与が明確に適当でないものを錯誤として抹消するのは仕方ないと思うのですが、後で解体が分かったものを仕方がないので抹消するということは、あまりよくない前例とならないかと危惧します。この保存計画番号〇も本当に番号にふさわしいものであったかもわからない状況ですが、一方で将来的に復元の可能性ありとしている方が、将来的に資料が発見され復元できる状況になった際に、補助金などで所有者を助けやすく、結果として町なみ保存に繋がります。そのため復旧の可能性ありとするのが良いのではないかと思います。 それではご意見もいただきましたが、議第2号についてお諮りします。1件目については、一時解体ということで報告していただく、ということよろしいでしょうか。 会長 ありがとうございます。以上で審議事項は終わります。 会長 それでは報告事項にまいります。傍聴者もいらっしゃいませんので、次第の順番通りに進めます。 報告事項1について（非公開事項） 報告事項2について（非公開事項） 会長 それでは次に進みます。報告事項3で伝統的建造物群保存地区防災計画策定事業の進捗について事務局の説明を求めます。
-----------	--	---

事務局	(資料の説明・報告) 報告事項 3 伝統的建造物群保存地区防災計画策定事業の進捗について説明をいたします。資料は 97 ページからで、98 ページから 102 ページまでは 11 月 28 日に開催した第 1 回近江八幡市伝統的建造物群保存地区防災計画策定委員会資料の 1、近江八幡市伝統的建造物群保存地区防災計画の作成についての部分をそのまま資料としております。まず 98 ページを見ていただいて、本計画作成の背景と目的というところで、伝統的建造物群保存地区は建物が密集し木造建築が多く、火災や避難に対して脆弱性を内包している。また近年頻発している風水害、地震などの自然災害に対して、浸水対策と建造物の耐震補強などが求められますとあります。市民や地域住民の安全は当然ながら、観光客が訪れるということで来訪者の安全確保の対策も求められます。こういった背景から本年度から 2 か年で防災計画策定を行っております。99 ページを見ていただいて、計画については地域住民のこれまでの取り組みや意向が反映したもの、地域の持つ特性を踏まえたもの、歴史的風致と防災対策の両立を図った計画づくりが求められます。100 ページをめくってもらって、下にスケジュールということで、今年 1 年目には基礎調査、災害リスク分析を行い、地区住民、自治会に対してアンケートの実施を行い、2 年目に防災計画の計画を検討しながら計画策定まで行きたいと考えております。101 ページに現在行っている基礎調査について、下の方に災害リスク分析ということで、10 月 31 日には移動計測車両による調査を行っております。102 ページ、資料では案とありますが、実際にアンケートについては、12 月末に配布を行って、委
-----	---

会長		員の皆様にもお手数をおかけしましたが、今年1月中旬に回収をして、現在整理中でございます。第1回のワークショップは103ページにチラシをつけていますが、防災まちあるきワークショップということで2月28日に計画をしております。こちらは自治会の回覧とHPでの公募という形で行います。内容としてはグループ分けを行い、災害に役立つものや設備を確認しながら、手作りの防災マップを作るものです。3月には2回目の防災計画策定委員会を計画しております。以上です。 それでは、ただいま報告いただいた件について、ご意見、質問があればお願いいたします。 これはこことは異なる委員会の資料ということで、最後に案内のちらしがありますけども、基本は地震と火災をメインに、水害もありますけども対応しようとするものですね。 (ご意見・ご質問) 伝建地区なので、基本は通り沿いになりますが、防災計画では伝建地区だけにとどまらず、町全体で考えることになります。そうになると、これまで通り沿いではなかったため保存対象ではなかったが、文化財として価値があると認められるものが埋もれていると考えられます。そのような建物について、この計画の中で新たに価値づけをするなどは考えていらっしゃいますか。 第1回の防災計画策定計画委員会の中で、ある先生から地区内の土蔵の位置を把握することで、土蔵が一種の防火壁のような役割
委員		
事務局		

委員	を果たしているのではないかと提案されました。そのあと実際に、新町通りのいくつかの商人家で耐火壁のようなものを作っていますし、土蔵の位置を確認したりしました。実際には建物は新町通り沿いに並んではいますが、裏側に入るとずっと横に土蔵が並んでいたりしまして、それに効果があるのかないのか、ということをも1つの検討材料として、今調査中ではありますけども、そういうものも検討しています。土蔵があることによって延焼がどこまで防げるのか、ということも考えています。そうなりますと、通り側から見えない内側や奥側など、例えばその内側にあるお寺なども実は少し広い面積で、避難所的な場所になります。通り側に抜ける道にもなっていて、避難場所として使えないか検討もしています。 今お話しにあった土蔵の防火性能についてですが、土蔵自体が単体として防火性能があることが事実です。土蔵の耐火性能というのは確かに太平洋戦争のときに米軍の空襲があった時でも土蔵だけが焼け残るというレベルの、極めて高い防火性能を持っているのは明らかです。ただし、土蔵が並んでいるから防火壁という考え方は昭和40年代～50年代頃の調査の中で一度絶たれて、ある意味それが神話のようにずっと言われている。ただ、例えば江戸城の場合、防火壁を作ろうとしたときに土蔵の間に必ず防火性能がある壁を挟むことで効果をつくりました。土蔵が並んでいても、そこに狭い隙間があれば、逆にそこが風で火の通り道になってしまうというのは、一度火事を見たことがある人であれば、すぐわかるものです。だから、土蔵が並んでいるから防火性能があ
----	--

委員		るというのは、現実を見誤ることになりますので、そこは注意された方がいいと思います。次回もそのようなお話しがあったら、その先生にもお伝えいただければと思います。ちなみに袖うだつも防火性能があるという研究も見たことがあります、袖うだつも底を浮かしている、そこが風で火の呼び道になりますのでこれも迷信であると言えます。このような昭和の資料は、理化学的な実験なしに参考にされてしまいがちなので、令和では理化学的な実験をもとに事実を確認していく必要があると思います。 耐震設計についてはどうなのですか。
事務局		この防災計画策定というのは、耐震工事の必要性を含めて記載するなど、将来的に補助金を確保するなど所有者の負担軽減につながることも考えられます。
委員		先日別件の調査で、1700 年代の祈禱札が貼られた土蔵などもありました。何枚か貼られたものの一番上のものだったので、一概にその年代とは言えませんが。伝建保存計画番号は付与されていない、通りから奥まったものです。このようなものを守るためにも、計画に盛り込んでいただきたいです。
委員		祈禱札が何枚もあるのは、所有者が変わったときに、前の住人の気を払うために祈禱することもありますからね。
委員		伝建地区の制度が始まった当初から、今、社会的な状況も所有者

委員		も変わっています。所有者の方が管理し続けることも将来的に確実とは言えませんので、機会があればお考えいただきたいです。 そもそも伝建番号の付与について、漏れているものは多くあると思います。私の家でも、番号がついていない蔵等は4件ほどありますし。先生がおっしゃられたようなものもたくさんあると思います。
事務局		当初は通り沿いを基本としていたので、現所のとおりとなっています。ただその後、何箇所かについては、所有者様の希望があれば、通り沿い建物の修理時に、内側にあるものもセットとして保存計画に追加して修理を行っているものがあります。一斉に内側の物に番号を付けるというのは所有者様の状況などもありますし難しいと思いますが、そのような希望があった際には検討のうえ番号付与もしていきたいです。内側に結構あるであろうことはこちらもよく分かっています。
委員		たくさんある番号がない物件も、大切にしてほしい。防災計画策定に向けてや、背割り排水なども調査されていますし、伝建地区としてももう一度、奥側も含めて調査していただけたらなと思います。
委員		伝建地区というのは決まった建物だけを残していくというより、町並みのことで、いろんなことが発見されていくものですし、いかに上手にそれを保存対象にして残していくのか、気を配らない

委員	と、防災は防災、景観は景観、とバラバラに事業を進められていると、いろいろな物が発見されていても、伝建地区の建物・町なみ保存に繋がらない。事務局としてはできるだけいろんなことを拾い上げて、先生方に相談して、守れるものを増やしていただきたい。 土蔵の防火壁については、私は昭和 50 年代の教育で教えられてきた人間で、確かにそういわれてきた時がありました。町家ってというのは、主屋があつてその奥に土蔵があつて、土蔵の壁みたいなのがあつてそれが防火になるのだと教科書的に言われていた時期がありました。ですが現実的にはやっぱり、土蔵の防火性能というものと、都市防災という大きなレベルでの防火性能は違いがあります。それぞれで分けて考えられたら良いと思います。防災というと、いろいろな新しい技術や科学的なものを中心に実証していくのだと。ですがおそらくその先生は歴史的な部分も見えていらっしゃると思いますので、例えば五個荘であれば水路など、できるだけ歴史的な環境、屋敷構え、建物を見て、その町並みの中にどんな防災的な意味が持たれていたのか、それが現実にとどれだけ使えるのかなど、そのような歴史的なものをみるという姿勢で取り組まれたらどうかなと思いました。土蔵がぎっしり並んでいるところなんで近江八幡にはないですし、日本全国を見ても、倉吉でもなく隙間だらけですからね。私が申し上げたいのは、この際に、1 軒ずつの屋敷構え等を把握し、調査するという姿勢で行われたらどうかなと思いました。 火の話は、防潮堤と同じように考えていただければ良いかなと思
----	---

		います。波が来るときに、必ず閉めますよね。ところが今、土蔵にある防火壁論というのは、閉めずに、他に防潮堤があるから防火効果がありますよというのは、現実効果はないに等しいということです。とにかく土蔵とのはその建物の中に保管されたものを守ることに特化した建物であり、周辺環境を守るということを考えて作られたものではない。ですからそれを、1つの建物としての重要性を見極めるということと、地域の防災計画の中にそれを放り込むというのは少し見誤る可能性があるということで、私は今後の世代のために伝えています。
会長		次回の防災計画策定委員会のときに、ご進言いただければと思います。
		報告事項4について（非公開事項）
会長		ほかにはありませんでしょうか。
		その他報告として事務局より何かありますか。
事務局		とくにありません。
会長		はい、ありがとうございます。本日の報告事項は以上です。議事の進行にご協力いただきありがとうございました。大変お疲れ様でした。
事務局		会長におかれましては円滑な議事進行ありがとうございました。

		また、委員の皆様には、長時間にわたり慎重かつ活発なご審議、ご協議をいただき誠にありがとうございました。本日いただきましたご意見をもとに、本市の伝建地区、町並み保存に努めてまいりたいと考えていますので、今後ともよろしくお願いいたします これをもちまして令和7年度近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。
--	--	--